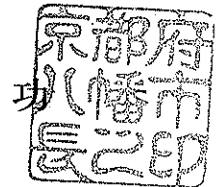


八幡市告示第 61 号

平成 21 年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 22 年 9 月 29 日

八幡市長 明 田



平成 21 年度健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.7	57.4

平成 21 年度資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
水道事業会計	—